



土地や建物の利用状況が変わる時は届出が必要です

固定資産税は、毎年1月1日現在を基準として課税されます。

土地や建物の利用状況に変更があった場合は、不動産登記法により法務局での手続きが必要となります。変更登記や不動産登記がされていない場合は、必ず市役所へご連絡ください。

土地の利用状況が変更になったとき

利用状況を変更した場合は、市役所へ必ず連絡をお願いします。

(例) ・住宅を解体して駐車場などにした
・山林を伐採して太陽光発電設備を設置したなど

建物を新築・増築したとき

家屋調査がお済みでない方は、お早めに税務徴収課資産税Gまでご連絡ください。

※居宅・物置・車庫・店舗・作業所等、面積の大小に関わらずすべての建物が対象です。

建物を取り壊したとき

「建物滅失届」を市役所へ提出してください。提出されない場合、翌年度も固定資産税が課税されてしまうことがあります。また、登記されている場合は、法務局で滅失の手続きをしてください。

未登記建物の所有者に変更があったとき

相続、売買などにより未登記建物の所有者を変更した場合は、「家屋課税台帳の変更申告書」を市役所へ提出してください。なお、相続や売買による変更は、相続関係が分かる書類の写し、売買契約書の写し等を添付してください。

提出期限	12月26日(金)
提出先	税務徴収課または各支所

※提出書類は税務徴収課、各支所にあります。

また、ホームページからもダウンロードできます。
詳しくは、ホームページ
をご確認ください。



▲市ホームページ

問 税務徴収課 資産税G ☎52-1111 内線235



11月25日から12月1日は犯罪被害者週間です

国、地方公共団体、民間支援団体等では、11月25日から12月1日までを「犯罪被害者週間」として、犯罪被害者等への理解を増進するための啓発事業を実施しています。

犯罪被害は、いつ誰に起きるかわかりません。犯罪被害にあわれた方やその家族・遺族の方が、被害から立ち直り、再び平穩に過ごせるようになるためには、地域の人々の理解と配慮、協力が重要です。

常陸大宮市でも、犯罪被害にあわれた方に対して、独自の支援事業を行っています。この機会に、犯罪被害について考えてみましょう。

問 生活環境課 生活環境G ☎52-1111 内線112



～心身に障害をお持ちの方へ～自動車税減免申請の出張窓口を開設します

県では、障害等級が一定の要件を満たし、障害者の方ご本人もしくは障害者の方と生計を一にする方が所有する自動車について、申請により自動車税(種別割・環境性能割)を減免する制度を設けています。

減免申請は常陸太田県税事務所で年間を通じて受け付けていますが、市役所に自動車税減免申請の受付窓口を設置しますので、ご利用ください。

なお、今回の窓口では軽自動車税(種別割)の減免は受付できません。

日時	11月26日(水) 10:00～13:00
場所	市役所1階 社会福祉課相談室
必要書類	減免の要件により、必要書類が異なりますので、事前にお問合せください。

※新車、中古車新規登録の減免申請は、登録日から30日以内に管轄の水戸県税事務所自動車税分室で行ってください。

問 常陸太田県税事務所 ☎0294-80-3314